

第4回ごみ焼却施設用地検討部会議事録（概要）

- 1 **開催日時** 平成26年4月15日（火）午後2時から3時30分まで
- 2 **開催場所** 鎌倉市役所 鎌倉市議会第2委員会室
- 3 **出席者** 荒井会長、河邊副会長、村田委員
深山秀男様、石井信様、矢澤基一様、岩佐勝司様、吉田好明様、三浦昭男様、尾島隆史様
- 4 **事務局** 石井環境部長、小池環境部次長、遠藤環境施設課長、近藤環境施設課課長補佐、齋藤環境施設課課長補佐、花田環境施設課環境施設担当

5 協議内容

- (1) 抽出項目による抽出（候補地リストアップ）結果について
- (2) 二次選定における選定項目の検討について
- (3) その他

6 配付資料

- (1) 資料1 第3回用地検討部会の概要について
- (2) 資料2 第1次選定結果（用途別）
- (3) 資料3 第1次選定結果（位置図）

7 会議の概要

主な質疑応答等の内容は次のとおりです。

(1) 配布資料、議事録の確認

配布資料についての確認。

荒井会長

本日の資料についての確認。

前回話のあった資料の取扱いについて、本日の資料を公開とするのか非公開にするのか意見をお願いします。

河邊委員

資料は非公開とし、各委員は資料の取り扱いに注意するということでいかがでしょうか。

荒井会長

事務局から意見があればお願いします。

遠藤課長

基本的には公開が基本であると考えていますが、デリケートな部分もあるため、河邊委員からの意見を踏まえて、各委員取り扱い注意の手持ち資料としてはいかがでしょうか。

荒井会長

部会の経過については極力公開していくという観点から、資料については取り扱い注意ということによろしいでしょうか。

(了承)

荒井会長

では取り扱い注意とし、あくまでも各委員の手持ち資料という考え方でいきたいと思います。次に前回の議事録の確認をお願いします。

齋藤課長補佐

事前に各委員へお送りした議事録から変更はありません。各委員からも修正は聞いていませんので承認をお願いします。

荒井会長

いかがでしょうか。

(了承)

荒井会長

それでは議事録についてはこれで確定ということにします。事務局で鎌倉市の HP への掲載をお願いします。

(2) 抽出項目による抽出（候補地リストアップ）結果について

配布資料について齋藤課長補佐より説明。

齋藤課長補佐

4月10日に開催された生活環境整備審議会において、参考資料にある「ごみ焼却施設用地検討部会の経過について」を提出し、用地検討部会の経過について荒井会長から報告していただきました。これまでにみなさんからいただいたご意見等について、荒井会長から生活環境整備審議会の委員のみなさまにお伝えしていただくと同時に、事務局からもこれから基本計画を作成していく中で参考にさせていただきたいとご報告しました。これからもこの審議会で出てきた意見は基本計画に反映させていきたいと考えていますので忌憚なきご意見をいただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

資料1をご覧ください。鎌倉市の土地事情を確認するという観点から、「0.5ha以上の市所有の公共用地」と「接道があること」というふたつの条件で用地を抽出するというを前回決めさせていただきました。また、みなさんからいただいた主なご意見は、資料に記載している通り、鎌倉市の特性を考えた場合は風致地区の取扱いに気をつけるべきであることや、今後民有地の考え方について、市としてどういう意見があるのかといったご意見をいただきました。

これから協議を行っていただく中で事務局からみなさんのご意見に対してフィードバック等が必要な場面があれば、その都度詳細に説明させていただきたいと思っていますのでよろしくお

願いいたします。

続いて資料2をご覧ください。先ほど確認させていただきましたとおり、0.5ha以上で接道のある公共用地という抽出条件からリストアップした結果を、用途別に区分して整理した資料です。対象地は全部で115地点ありました。1～5番は史跡、6～20番が都市公園、21～70番が緑地、71～95番が小中学校、96～115番がその他公共施設等となっています。この中で、71～95番の小中学校につきましては、現在のところ、近い将来に統廃合をする予定の学校はないと関係部署から聞いています。また、史跡は5箇所、都市公園は15箇所、緑地が50箇所あり、それに学校を合わせると、115地点のうち95箇所を占める結果となっています。また、前回鎌倉市の特性として、風致地区等の地域から候補地を挙げることは難しいのではないかとのご意見もありましたので、参考となるように、表の右側に風致地区、古都保存法、緑地関連法令等の欄を設け、対象地がこれらに該当するかを表記させていただいています。

続いて資料3をご覧ください。資料3ではこの115地点を地図に落としたものとなっています。鎌倉市全域、鎌倉地区、腰越地区、深沢地区、大船地区、玉縄地区と、地区毎に位置図を用意しています。地図内の番号は資料3の表の左側の番号と一致しています。資料2とは番号が異なっていますが、地図を見ていただければ今回の115箇所が視覚的に分かり、鎌倉市の特性が表れているのではないかと感じています。

なお、前回質問のあった名越クリーンセンターと今泉クリーンセンターの稼働している平地の面積について、名越クリーンセンターが約5,900㎡、今泉クリーンセンターは約4,100㎡の敷地に工場が建てられて稼働しています。以前お伝えしたように、用地としてはもう少し広いスペースがあるが、実際の焼却運設は4,000～6,000㎡の中に建っているという状況です。また、今日は115地点から選定条件により候補地の絞込みを行っていただきたいと思いますが、多くの地点が抽出される結果となっていますので、まず史跡、都市公園、緑地、学校といったものをどう扱うかといったところから話を進めていただければ、整理がしやすいのではないかと思います。荒井会長、進行をお願いいたします。

荒井会長

ありがとうございました。「0.5ha以上の市所有の公共用地」と「接道があること」という条件で抽出した結果が115箇所ということです。これらの115箇所を、第2次選定項目を検討して絞っていくという作業が必要となるわけですが、資料2にあるように、史跡、学校、その他公共施設等と分けていますので、それぞれについてどうするのか、市の考えを聞いてみたいと思います。まず史跡について、文化財保護の観点、法規制もありますので、事務局から説明をお願いします。

遠藤課長

文化財保護法に関連して、史跡の取扱いが現在どのようになっているのかを説明させていただきます。文化財保護法の中で史跡は「史跡、名勝、天然記念物」という形で指定を受けています。取扱いに関する規制についての共通的部分としては、本来はそれぞれの史跡毎に取扱い基準がありますが、「地下の遺構、遺物に影響を及ぼす行為は認めない」、「地形の変更は軽微なものを除いて認めない」、「景観に大きく影響を及ぼす行為は認めない」といったことが共通しています。古都保存法の6条、4条とも重複しており、同じように厳しい規制が掛かっています。「新しい

建築物を建てられない」ということが原則であり、一番大きな規制と思われます。以上が史跡に関する法規制の状況です。

荒井会長

ありがとうございます。今の説明では、新しい建築物は建てられないとのこと。これは除かざるを得ないと思いますが、よろしいでしょうか。

(了承)

荒井会長

それでは史跡については候補地から除くということにしたいと思います。

では公園についてはいかがでしょうか。公園法等の規制があると思いますので、事務局から説明をお願いします。

遠藤課長

公園についてご説明いたします。この資料でリストアップされた公園はすべて都市公園法に基づいて供用開始の告示をしている公園であり、都市公園法に基づき管理を行っています。現在、鎌倉市においては、人口に対する公園の面積について一定の目標を持っていますが、その目標に対して公園の面積は足りていない状況にあり、現在の公園を廃止するということは難しい状況にあると聞いています。また、公園の中に、「公園から排出される廃棄物以外を広範囲に受け入れるような施設」は建設できないと聞いています。さらに、公園法の16条では、公園の管理者はみだりに都市公園の全部または一部について廃止してはならないという規定があります。一方、公園の廃止の条件としては、今回のケースのように、都市計画事業が施行される場合やその他公共公益上特別な必要がある場合と規定しており、該当すると思われます。ただし、先ほども申し上げましたように、市全体としては公園が足りていない状況にあるため、積極的に公園を廃止してその他の事業に転用するという状況にはないのではないかと状況です。

荒井会長

ありがとうございました。都市公園はみだりに廃止してはならないが、都市計画事業に位置付けられる施設や公共公益上必要な施設については建てることのできる、しかし、鎌倉市の中の都市公園の面積が全体的に足りていないという状況の中で、公園の廃止というのはいかかなものかという説明がありました。

河邊委員

対象外としてよいのではないのでしょうか。

市民 A

説明中の「広範囲のごみ」というのは、鎌倉市だけでも「広範囲」ということになるのですか。

遠藤課長

市のごみをすべて集めるような施設は、公園の中には造れない、公園の施設としては扱えないということです。

市民 A

「市の何%の範囲までならよい」といった方策はないのですか。よく都市公園法だと、下水道施設であれば2%や5%という考え方があると思います。そういった方法も含め、知恵を絞れるところは絞ったほうがよいのではないかと思います。

遠藤課長

公園課から聞いているのは、公園施設とはなりえないということです。

市民 A

よくあるのが、目的外に使うのであれば許可が必要ということで許可申請すると、窓口で断られるケースです。山崎のバイオマス施設の例で言うと、「下水道の補助金で買った土地なので下水道施設以外のものは造れない。許可を取れ」とのことで許可申請するとだめということでした。なぜだめなのかと問うと、「許可を出した例がない」「手続きの方法がない」とのことで、「本来はだめであるが、こうすれば大丈夫」というものがあるのではないのでしょうか。

荒井会長

公園であれば本来の用途があるので、まずはなるべく公園は公園として残したいということになります。地下の中に埋めるという方法を検討したこともあります。今度は莫大な費用が掛かってしまいます。下水道の場合、地上を公園にするということは反対のパターンとしてはあります。

市民 A

昔の山本市長は都市公園法を変えました。無理なものは無理なのですが、何か方策もあるかもしれないと思います。

市民 F

公園の中で一番広いのは鎌倉中央公園ですが、ここは風致地区でなく、古都保存法の6条にも掛かっていません。都市公園にだけ引かかる。可能性としては全くないことになるのか。小さい公園は仕方ないと思いますが、これだけの広い面積であれば可能性としてはあるのではないのでしょうか。公園だからだめと頭から決めないで、ある程度希望のあるところは残しておくほうがよいのではないのでしょうか。

荒井会長

いかがでしょうか。

遠藤課長

鎌倉市中央公園に関しては、都市計画決定をしていると聞いています。大きな枠の中では制限が掛かっていることになります。

市民 F

可能性はあるのでしょうか。

遠藤課長

公園自体が足りていない状況と聞いています。そういったことを考えると、代表的な大きな公園であり、都市計画も受けていることから、厳しい状況にあると思います。

市民 A

中央公園は事業認可を受けており、全体の構図が絵になっています。坂ノ下については事業認可を取っていないので漠然としており、そこには差があると思います。坂ノ下の方が可能性としてはあるのではないのでしょうか。

遠藤課長

この後にご議論いただきたいと思っていたが、第 3 回の部会で話題となっていた風致地区等の取扱いがあります。公園の候補地をみると、風致地区の指定、古都保存法の指定等に掛かっており、そういったことを併せて考える必要があります。

荒井会長

風致地区に関連していないのは高野公園、やとのまえ公園、鎌倉中央公園の 3 箇所です。高野公園は 5,000 m²で、建物しか建てられません。やとのまえ公園も同様です。鎌倉中央公園も除かざるをえないという状況の中で、公園の扱いに対してもう少しご意見をお願いします。

市民 A

ランク付けをしてはいかがでしょうか。一律全部だめだというのではなく、可能性を考慮して、次の部会までに 2～3 段階といった形で示していただけませんか。

市民 E

中央公園を造っている最中に、事業内容についても話が出ましたが、その際に、「国に申請した形で造成するため、そういったことはできない」ということで、今の形の公園となったと聞いています。

荒井会長

用途を変更して使うということは、全くできないということでしょうか。

市民 E

はい。

河邊委員

地図をみると、宅地造成規制区域がかすれて見えないが、他にも規制が掛かっているということはありませんか

遠藤課長

その他の規制として宅地造成規制区域がこの地図には記載されていますが、鎌倉の中にはそういった区域が多くあります。中央公園は宅地造成規制区域に指定されています。

荒井会長

その宅地造成工事規制区域は山地や良好な丘陵地を残していこうという考え方になるのでしょうか。

遠藤課長

工事をする場合の方法、山の切り崩し等について、規制があります。

荒井会長

ごみ焼却施設も山に造るわけにはいかないので造成工事が必要となってきます。そういった工事も同等に扱われると考えてよいでしょうか。

遠藤課長

当然、公共工事でも、基準は守らなければなりません。

荒井会長

造成をして建てるということには制限が掛かっているということになります。

河邊委員

記載されている面積というのは平地の面積でしょうか。

遠藤課長

この面積は公園全体の面積になります

河邊委員

公園以外の候補地も平地の面積ではないでしょうか。

遠藤課長

全体の面積を示しています。この後に話題に出てくるかと思われる緑地に関しては、当然平地というのはあまりないと思われます。

市民 G

山なども含まれているということですね。

遠藤課長

そうです。

荒井会長

とりあえず公園は除いておくということにして先に進み、また必要に応じて復帰させたいと思います。全体的に見るとやはり公園というのは市民の貴重な財産だということですので、それを潰してまでということはなかなか難しいのではないのでしょうか。ただし、ご指摘にもありましたように、色々な事情から公園に造るということであればまた色々な考え方が出てくるかと思いません。とりあえずは除外しますが、今後の検討の中で復帰もありえるということで取扱いしたいと思います。

それでは次に緑地について説明をお願いします。

遠藤課長

緑地についてご説明いたします。表の右側で前回の議論にありました風致地区、古都保存法、緑地関連法令等ということで規制、配慮されている事項を記載させていただいています。鎌倉市の特徴である自然環境を維持する上で、緑地の保全、緑化の推進等、都市緑地法に基づきみどりの基本計画を策定して緑化を推進しています。リストの多くは自然環境を維持するための風致地区、古都保存法、その他の法令に該当しています。近郊緑地保全区域は関東、首都圏全体の中で緑地を保全すべきとして指定された区域となっています。特別緑地保全地区は古都保存法の 6 条地区と同様に、建物等の現状を変更することが非常に厳しい指定区域となっています。配慮地区は鎌倉市のみどりの基本計画の中で緑地の保全を配慮していくべきとしている地区です。このような状況の中で、これまでの鎌倉市の緑の保存、保全の歴史の中で、積極的に緑地を廃して他の用途に転用する状況にはないのではないかと状況です。

荒井会長

ありがとうございます。緑地についても規制が掛かっているところ、風致地区に指定されているところもあり、鎌倉市が鎌倉市たる所以がこの緑地にあるということから、市としては緑地を転用してまでは、というご意見であったと思いますが、いかがでしょうか。

村田委員

資料の中にある、風致地区、古都保存法のうち、古都保存法に掛かっている区域は第一に無理だと思います。古都保存法の中にもいくつかランクがあり、特別区域のように逆に制限して国が買い上げているところもあります。風致地区は市が条例を作って守ろうとしているもので、少し性格が違います。あえて言えば風致地区の方が、市長あるいは市議会の判断があればやむをえないということで、可能性は無きにしもあらずだと思います。市民 A から意見があったように、ランク付けをしてもう少し絞り込めるのではないのでしょうか。先ほどの公園の話も含めて、あまり削ってしまい過ぎると、結果的にどこも残らなかったということになってしまいます。

荒井会長

市としては、二次選定にかけるための絞込みとして何箇所程度を考えているのですか。

遠藤課長

一桁ぐらいにまで絞り込んで比較検討に持っていったらと考えています。

荒井会長

そうであれば、原則的に緑地についても候補地から外しますが、条件次第によっては復帰もあり得るという形にしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(了承)

荒井会長

では、そのような取扱いにしたいと思います。それでは小中学校について説明をお願いします。

遠藤課長

小中学校については、近い将来に統廃合はなく、全て存続していくと聞いています。よって、学校がどこかに移り、そこに施設を建設するということは現状としては考え難い状況です。

荒井会長

ありがとうございます。小中学校については、現状のものがそのまま将来も学校としてあり続けるということで、統廃合はなく、空地もできない、市としては無理やり造るということは考えていないということですが、いかがでしょうか。

市民 G

それは当然のことと思います。

荒井会長

この件についてはあまり異論のないところだと思います。それでは小中学校については除外するというにします。

次に、その他公共施設等についてはいかがでしょうか。これらの中から選定条件を決めて候補地の絞り込みを行っていくこととなります。

市民 A

坂ノ下地区のプールは都市公園から外れているのですか。

遠藤課長

この部分は都市計画の網が掛かっています。

荒井会長

先ほどから風致地区や古都保存法についての話があり、風致地区や古都保存法に該当する地域は候補地から外したほうがいいというものでしたが、このことについて、市はどのように考えているのでしょうか。

遠藤課長

資料をお配りしているのでご説明させていただきます。風致地区については、鎌倉市の半分ぐらいが指定されており、2,194ha、鎌倉市域の55%となっています。どのような規制があるかという、「行為の許可」ということで、建築物を新築したり、工作物を造ったり、宅地造成については許可を必要としています。市が行う場合には協議という形になりますが、同等の内容の協議をしなければならないという状況にあります。建築の基準になりますが、風致地区は第1種から第4種までである。鎌倉市は第2種から第4種までの3種類で、ほとんどが第2種となっています。また、建築物の高さに制限があり、2種では8m、3種では10m、4種では15mという高さの制限があります。また、建ぺい率についても4/10という制限があり、市が行う場合は協議となりますが、高さの制限についてはできる限り守っていかないといけない状況となっています。宅地造成の説明の中では、「5m以上の高さの法が生じる切土、盛土を伴わないこと」とあり、崖を削って平地を造ることには制限があります。風致地区というのは、できるだけ自然的な景観を守るため、山の形状を残して十分な緑化をする等の、仕組みによって維持を図っていく制度となっています。古都保存法について、鎌倉市の場合は、一般的に4条区域と呼ばれる歴史的風土保存区域が982haで、そのうちの573haが一般的に6条地区と呼ばれる歴史的風土特別保存地区となっています。歴史的風土保存区域については、建築物の建設などの行為を行なう場合には、許可ではなく、届出をする必要があります。一方で、風致地区と、区域が重なっているため、風致地区の許可制度と併せて風致景観や歴史的風土を維持していく制度となっています。歴史的風土特別保存地区については厳しい制限があり、新築の建物は建てられず、現状を変えるような造成も制限されています。以上がふたつの条例と法規制の概要です。

荒井会長

ありがとうございます。風致地区や古都保存法について説明がありましたが、地形の改変や建物は建築に規制があり、今の自然環境を守って将来に残していくということになっています。市としては風致地区及び古都保存法の対象となる地域については除外したいと考えているのか。

遠藤課長

他の土地に比べて配慮すべき土地であると考えています。

市民 A

先ほどから聞いていると、問題があるなら規制を外す等、やってやれなくはないのではという感じがします。大変であることは分かりますが、少し検討してみたいでしょうか。

荒井会長

焼却施設の場合、おおよそ高さは最低でも30～35mぐらいになります。

市民 A

風致の景観を逆手に取るという手法も考えられると思います。

荒井会長

他の方はいかがでしょうか。

市民B

抽出条件として0.5ha、接道があることという条件の中からこれだけのリストアップをされたと理解していますが、その中でも説明があったように、元々風致地区や古都保存法等の法令で縛られている箇所については、検討の余地はあるにしろ、クリアすることは難しいであろうと思われます。整理をしていくと、史跡や公園、学校等は無理だと整理ができます。緑地に関しても、風致地区や法令にかなり掛かっている。そういうことからすれば、例外がないわけではありませんが、あまり無理してリストアップしてもなかなか上手くいかないのではないかと考えられ、したがって、その他の公共施設等の欄から、何の規制も掛かっていない箇所が、おのずと候補地として挙がってくるのが考えられます。それらの候補地が本当に議論を詰めていったときにこのような理由で無理だ、といった場合にはまた考える必要がありますが、とりあえず規制の掛かっているものについては、例外を別にして削除したほうが早く項目が絞られるのではないかと思います。そうでないと、時間をかけても決まらないのではないのでしょうか。確かに、「条例に掛かっているなら条例の方を変えたらいい」という発想もあると思うが、それを乗り越えるのはなかなか難しいと思うので、対象となれる候補地を絞っていった方がいいでしょうか。

河邊委員

私もその通りだと思います。規制が掛かっていない対象地がいくつかあるので、そこを重点的に検討してはいかがでしょうか。なお、鎌倉少年会館や文学館等が記載されていますが、これらを取り壊して施設を造ることはできるのでしょうか。

遠藤課長

青少年会館や文学館等の公共施設は継続して使っていく状況にあるので、これを壊してまでということは現段階では考えていません。

荒井会長

現在運営をしている公共施設については、鎌倉市の財産であり、実際に運用して多くの市民が使用しているということを考えて、とりあえず候補地から除外すことよろしいでしょうか。

(了承)

荒井会長

では一応原則として、風致地区や古都保存法に掛かっているものや、史跡、緑地、公園、小中学校については除くということにします。そうすると、その他公共施設等から候補地が出てくるわけですが、実際に運用している施設も除くこととするが、廃止の方向や利用可能な面積がある施設は対象とするということよろしいでしょうか。

(了承)

荒井会長

ではそのように取扱いしたいと思います。そうした中で、次回さらに絞込みを行って、一桁の数で提案していただくということにしたいと思います。他にないかありますか。

市民 B

公共施設だけだと、あまりにも候補が絞られてしまいます。緑地の中で、何の規制にもかからない対象地がいくつかあり、こういった対象地は可能性があると候補に挙げてよいのではないのでしょうか。ただ、条件として接道の有無がありますが、接道はどこでもあるので、道路が狭いとか住宅地を通らないといけないといったこともチェックしていかないといけないと思います。

市民 D

緑地は山等があり、平地が少ないと考えられるため、そういった条件も出してもらいますが、広い土地からどれだけ使える土地があるかを抜き出していけば、けっこう候補地があるのではないかと思います。

荒井会長

それでは、これまでのことを整理します。1.史跡・学校は除外する。2.公園・緑地は、風致地区・古都保存法・緑地関連法令等の規制があるものは除外する。ただし、規制等のない公園・緑地は、土地利用が可能かどうか次回までに現状を整理するが、例えば、緑地でもでこぼこがひどくて建てられそうにないというものは除外する。3.その他の公共施設等については、本市の自然環境等を考慮すると、古都保存法（4条区域・6条地区）、風致地区条例（風致地区）の対象となる用地については除外する。既に施設の運営がなされており、廃止の予定のない施設で、利用可能な余地のない施設は除外するというところでよろしいでしょうか。

(了承)

荒井会長

ではそのように取扱いしたいと思います。次回にはそういったことを勘案した資料を出していただけたらと思います。

それから、私から 1 点。前回の議論の中で、今泉クリーンセンターについては、住民との約束があるとのこと指摘をいただいています。その件についてご説明いただけますか。

遠藤課長

今泉と名越のクリーンセンターについては、地元と協定書ないしは覚書があり、今泉に関しては平成 27 年 3 月で焼却場を停止するという内容となっています。名越についても、現在改良工事を行っており、これを最後の工事とするということで、次の新焼却炉の稼働時期が見えてくれば協定の中に停止時期の文言を入れ込むような内容となっています。焼却施設に関してはそのよ

うな協定があります。

荒井会長

ありがとうございました。その件も勘案しながら、風致地区や古都保存法は除くといった条件で、次回さらに絞り込んで、一桁レベルで具体的に提案するというにしたいと思います。法律が掛かっているとなかなか議論がし難い部分もありますが、よろしくお願いいたします。

遠藤課長

次回には資料を提示させていただいて、できるだけ一桁までに絞り込みを行えるよう、ご議論いただくという形にしたいと考えている。また、前回、村田委員から意見のあった民有地の取扱いについて、市としては、現在のところ、新たな財政負担を伴うことから、市有地のみで検討を進めていきたいと考えています。今後候補地の絞込みの状況によって再度検討させていただく機会があるかもしれませんが、現状ではそういう考えであることを報告させていただきます。

荒井会長

事務局から説明がありましたが、現在のところは市有地のみで検討を行っていききたいと考えているとのことですが、よろしいでしょうか。

(了承)

荒井会長

それでは、本日リストアップされた選定適地の中から選定条件を適用し、115箇所から一桁まで候補地の絞込みを行っていききたいと思いますので、事務局は作業をお願いいたします。

荒井会長

それでは(3) その他ですが、事務局からありますか。

遠藤課長

次回の用地検討部会は、5月13日火曜日14時から、第2委員会室で予定させていただいたのでよろしくお願いいたします。

荒井会長

次回の開催は5月13日火曜日、14時からということですので、事務局の方で準備をお願いします。本日予定されていた協議はこれですべて終了いたしました。

市民C

少しよろしいですか。すでに地元では候補地に関する話が、いろいろと囁かれています。この場で検討していることは、議事録で公開することに留め、市民から問い合わせがあっても、行政側もそれ以上のことは話さないでいただきたい。

石井部長

今のご意見の趣旨はよく分かります。行政としては、少なくとも議事録の範囲で留め、憶測を呼ぶような対応というのは避けていくような姿勢で対処していきたいと思います。

荒井会長

情報を出すか出さないかという議論は常にあるが、確定した情報だけを出すというスタンスにしておくことが良いと思われれます。結局噂が噂を呼んで混乱を招くことのないように、確定した情報を適宜、適切に出していくということをお願いします。

(了承)

遠藤課長

冒頭でもありましたが、資料の取扱いについて、市民 C の話もありましたので、本日の資料は持ち帰りいただくが個々の資料に留めていただき、情報公開の対象にはしないということによるのでしょうか。

荒井会長

それでよいのではないのでしょうか。意思決定過程の情報ということで慎重に取扱うことをお願いします。

河邊委員

今日の議事録は公開となるのでしょうか。固有名詞が出ており、デリケートな部分もあります。

齋藤課長補佐

その件は今のご意向を踏まえ、今まで以上に気を配って作成し、いつものように議事録（案）をみなさんに確認していただき、了承を得た後に公開したいと思います。

荒井会長

匿名にするということでもよろしくお願ひいたします。

それではこれで閉会とします。

小池次長

長い時間、ありがとうございました。